

(物品・役務)

入札者注意書

(国有林野事業) 鹿児島森林管理署

入札参加者は、入札公告、契約書(案)本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の入札にかかる法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談を行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、所定の用紙を使用し、入札物件番号ごとに別様とすること。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾のうえ、入札する」旨、明記すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号ごとに総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、各入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状または委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の木名、押印を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻が過ぎた入札書は受理しない。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 入札金額・入札者名(代理人を含む。以下同じ。)の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名または記名押印のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、その番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに指定された場所に到着しなかったとき。
 - キ 入札保証金(その納付に変えて提供される担保を含む。以下同じ。)が定められた日時までに納付がないか、または納付金額に不足があるとき(ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。)
 - ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札。
 - ケ その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんに関わらず引換、変更または取消をすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書は無効にした旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後においても錯誤を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

- 13 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者またはその代理人が出席しないときは、入札事務に関係ない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがある。
- 15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当該発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により最低額の入札者であっても落札者とはならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - (5) 入札保証金または入札保証保険証券（以下入札保証金等という。）が納付されている場合、前項の通知があるまでは、その返還を求めることができない。
- 16 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。この場合、当該入札に立ち会わない者または「くじ」を引かない者があるときは、これに変わって入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ、落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 入札書には、各入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金等券が納付されている場合は、当該入札補償金等は国庫に帰属するもとし、入札補償金等が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額100分の105に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 指名等を受けた者は、入札執行の完了に至りまでは、入札を辞退することができる。
- 23 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 24 指名等を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次により申し出ること。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、または郵送する。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届または辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 25 この契約によって生ずる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き、第三者に受領の委任をすることはできない。
- 26 このほか、不明な点は入札前に問い合わせすること。

入札心得

(総則)

第1条 鹿兒島森林管理署長の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書(案)及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書(別紙様式第1号)を封かんの上、入札者の氏名(法人あつてはその法人名)を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状(別紙様式2号)を持参しなければならない。
- 4 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引き換え、変更または取消しをすることができない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、または不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名または入札金額の確認しがたい入札
- (6) 同一事項の入札について、他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項の内、必衰項目の最低限の要求全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(再度入札)

第7条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

(同価格の入札)

第8条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者うち「くじ」を引かない者または郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに変わって入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、鹿児島森林管理署長からの交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に鹿児島森林管理署に提出しなければならない。ただし、事情やむを得ないと認めるときは、この期限を延長することができる。

(異議の申立)

第10条 入札をした者は、入札後この心得、証書、契約書(案)及び現場等についての不明を理由として異議の申し立てることはできない。